

# 令和3年度（2021年度） 第7回 オホーツク地区シニアサッカーリーグ 開催要項

1. 目的  
こよなく愛するサッカーを通じ、北海道のシニア年代の親睦と交流を深め、北海道シニアサッカーの発展に寄与すると共に、生涯スポーツの振興に資することを目的とする。
2. 主催  
オホーツク地区サッカー協会
3. 主管  
オホーツク地区サッカー協会 シニア委員会
4. 登録及び参加資格
  - 1) (公財)日本サッカー協会・(公財)北海道サッカー協会・オホーツク地区サッカー協会に登録及び北海道シニアサッカー連盟に加盟登録を完了した第一種及びシニア登録チームとする。
  - 2) 4月1日現在にて39歳以上の選手にて組織されているチーム。
  - 3) 新規加盟についてはシニア委員会が協議決定する。
  - 4) 本リーグに所属するチームは、本リーグに登録されていない選手を出場させてはならない。
  - 5) 本リーグに登録された選手の変更は、速やかにその旨を連絡しなければならない。また、新規登録選手は試合日より5日前に登録を完了しなければならない。
  - 6) 選手の移籍に関しては、(公財)日本サッカー協会基本規程に基づく。

- 【シニア内規】
- ① 39歳以上の選手で構成されたチームとする。(令和3年4月1日で満39歳以上の選手)
  - ② シニア委員会が特に認めたチーム。(今後、シニア種登録が考えられるチーム)
  - ③ その他、協議すべき事項はシニア委員会で行い決定する。

5. リーグの編成
  - 40リーグ  
令和2年度 参加チーム  
オホーツクシニアサッカークラブ40、北見LEGEND、FC.IDEAL CUARENTA、FC イーグルス.GF  
Revival S.C、遊蹴会、F・Cフリースの7チーム
  - 50プレリーグ  
令和3年度 参加チーム  
オホーツクシニアサッカークラブ50  
対戦チームは、50歳以上の選手を出場させること。  
他のチームからのレンタルを認める。

## 6. 日程、会場等

|     |          |                |       |
|-----|----------|----------------|-------|
| 第1節 | 6月6日(日)  | モイワスポーツワールド D面 | (北見市) |
| 第2節 | 7月4日(日)  | モイワスポーツワールド D面 | (北見市) |
| 第3節 | 8月1日(日)  | 端野町多目的グラウンド    | (北見市) |
| 第4節 | 9月5日(日)  | 若松橋A・B         | (北見市) |
| 第5節 | 9月26日(日) | モイワスポーツワールド D面 | (北見市) |

7. 順位の決定方法  
勝点(勝:3点、分:1点、負:0点)、得失点差、総得点、当該チーム同士の勝敗、抽選の順で決定する。

## 8. 競技規則

- (公財)日本サッカー協会制定のサッカー競技規則による。
- 1) 競技形式 1回戦総当たりのリーグ戦とする。(11人制)
  - 2) 競技時間 40分(20-5-20)、延長・PK戦は実施しない。
  - 3) 試合成立 試合成立の必要人数は8名以上とする。  
競技時間を過ぎても入場しないチームは試合放棄と見なし、対戦チームの勝ちとする。その場合の得点は5:0とする。
  - 4) メンバー用紙は、競技開始20分前までに提出すること。  
提出の無い場合は試合放棄とみなし対戦チームの勝ちとする。(この場合も得点は5:0)
  - 5) 各試合の登録選手は25名までとする。競技開始前に登録選手の氏名を主審に提出しておき、その全員が主審の許可を得て交代することができる。試合中は再交代を認める。
  - 6) 選手の服装は、(公財)日本サッカー協会のユニフォーム規程による。

9. 懲 罰
- 1) 本リーグ期間中に警告を2回受けた選手は、次のリーグの1試合に出場出来ない。
  - 2) 本リーグにおいて退場を命じられた選手は、自動的に次のリーグの1試合に出場出来ない。  
また、それ以後の処置については、シニア委員会において決定する。
  - 3) 本リーグに所属する選手・役員に社会人として恥ずべき行為があったとき、即時除名とする。
  - 4) 本リーグから除名された選手・役員は再登録を認めない。
  - 5) 本リーグの運営要項に記載のない懲罰に関しては、シニア委員会において決定する。
10. 審判員  
、記録員
- 1) リーグに加盟登録したチームは、JFA公認審判員（4級以上）を必ず3名以上帯同させること。
  - 2) 選手・役員が審判員を兼務する場合は、審判業務を最優先とすること。
  - 3) 審判員の服装は主審・副審・第4審を問わず、必ず審判服を着用すること。
  - 4) 競技記録を取る者に審判員の資格は必要ない。第4審判が記録員となることも可能とする。
  - 5) 記録員は得点結果、得点者、警告・退場者を主審に確認して、シニア委員会に報告する。
11. 負傷  
、事故の責任
- 1) リーグにおける負傷及び事故の責任は当該チームが負うものとする。  
また、医師及び救急用品の準備は各チームの責任において行うこと。
  - 2) 参加選手は、自己責任のもと健康状態には特に注意し出場すること。
  - 3) 各チームにおいて、リーグ開催前にスポーツ傷害保険等に加入することを推奨する。
12. その他
- 1) 令和3年度（2021年度）はリーグ参加登録料は徴収しない。  
本年度の必要経費を計上し、次年度以降の参加料をシニア委員会において決定する。
  - 2) 本リーグにおいて賞品（カップ・盾・賞状等）は発生しない。結果報告のみとする。  
本リーグの結果は道東大会、全道大会の出場を決定するものではない。
  - 3) 荒天・震災・雷等の不測の事態が発生した場合は、シニア委員会で協議のうえ対処する。  
中断・中止・延期することがあることを留意すること。
  - 4) 眼鏡：プラスチックまたは類似の素材でできた最近のスポーツメガネ以外は認めない。
  - 5) 本リーグ運営要項に規定されていない事項が発生した場合については、シニア委員会で協議の上決定する。